

# 高松市太陽光発電システム 設置費補助制度のご案内（事業所等用）

高松市では、地球温暖化対策として、クリーンな自然エネルギーの利用促進等に積極的に取り組んでおります。その一環として、事務所、営業所、商店、飲食店、ビル、共同住宅などの事業所等に太陽光発電システムを設置される方への補助事業を実施いたします。

## 1 補助対象となる太陽光発電システム

- (1) 太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）の構成として必要なものは次のとおりです。  
太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、系統連系保護装置（インバーターおよび保護装置）  
発生電力計、余剰電力販売用電力計
- (2) 次の要件を満たすことが必要です。
- ア 電気事業者の配電線と連系するものであること。
  - イ 発電システムはすべて未使用品であること。



## 2 補助金の交付対象となる方

次のいずれの要件も満たす方です。

- 市内に事業所等を有し、当該事業所等に太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10キロワット以上である発電システムを設置する方。（分譲マンションの管理組合法人が当該マンションに発電システムを設置する場合を含みます。）
- 発電システムを設置する建築物は、不動産登記されているものに限りです。
- 市税を滞納していない方

※専ら賃貸の用に供する共同住宅等に発電システムを設置する場合は、補助の対象となりません。

## 3 補助金の額

8万円×発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値(kw)（上限200万円）  
（※ 最大出力の合計値は、小数点以下第2位未満の端数は、四捨五入します。）

## 4 申請書受付期間

設置工事の着手前と完了後に、2回、申請書の提出が必要です。

以下の書類を揃えて、環境保全推進課までご持参(郵送不可)ください。

申請の際は、添付書類に不備がないか下記のチェック欄にチェックをお願いします。

●【1回目】 補助金交付予約申請書

平成23年4月4日(月)から平成24年3月30日(金)までに予約申請書をご提出ください。

- ※ 必ず設置工事の着手前に、ご提出ください。 予約申請をしていなければ補助は受けられません。
- ※ 予約申請後、発電システムの設置予定場所を変更した場合、太陽電池モジュールの最大出力の合計値(kw)を変更する場合および設置を中止する場合は、速やかに補助金計画変更届出書(様式第3号)を提出してください。

●【2回目】 補助金交付申請書

- ※ 設置工事の完了後、速やかに、ご提出ください。

**提出期限は平成24年3月30日(金)までです。(期日厳守)**

**1回目 設置工事着手前に……**

① 補助金予約申請書(様式第1号)

※印鑑は印鑑証明書の印鑑で押印してください。以後の各提出書類には同じ印鑑を使用してください。

チェック	添付書類
<input type="checkbox"/>	工事着工前の現況を確認できるカラー写真(別途「申請書に添付するカラー写真について」をご覧ください) <ul style="list-style-type: none"> <li>● これから新築する事業所等に発電システムを設置する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事着工前の現況写真</li> </ul> </li> <li>● 既築の事業所等に発電システムを設置する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 設置予定の事業所等の全体写真 ② 発電システムを設置する面の写真</li> </ul> </li> </ul> ※ 設置面が2面以上の場合は、各面ごとに写真が必要です。
<input type="checkbox"/>	発電システムの設置工事請負契約書のコピー(注文書、売買契約書等のコピーでも可)
既にこの補助を受けたことのある法人が、他の事業所等の建築物に発電システムを設置する場合(既に補助を受けた建築物と同一敷地内でないものに限り)は、次の書類も必要です。	
<input type="checkbox"/>	事業所等一覧・組織図等
<input type="checkbox"/>	発電システムを設置しようとする建物等の附近見取り図(当該建物が、既にこの補助を受けた建物等と同一敷地内にないことが確認できる図面)
マンション管理組合法人が、当該分譲マンションに発電システムを設置される場合は、次の書類も必要です。	
<input type="checkbox"/>	マンション管理組合法人の規約のコピー ※予約申請時にマンション管理組合法人が設立されていない場合は、これに代わるもの。マンション管理組合法人設立後に、規約のコピーの提出が必要となります。
<input type="checkbox"/>	発電システムの系統がわかる図面

※発電システムによって生じた電力が、共有部分(廊下、エレベーター等)にのみ使用されることがわかる図面。

## 2回目 工事完了後に……

### ② 補助金交付申請書(様式第4号)

予約申請後、発電システムの設置予定場所を変更した場合、太陽電池モジュールの最大出力の合計値(kw)を変更する場合および設置を中止する場合は、速やかに補助金計画変更届出書(様式第3号)を提出してください。

※印鑑は予約申請書と同じ印鑑を使用してください。

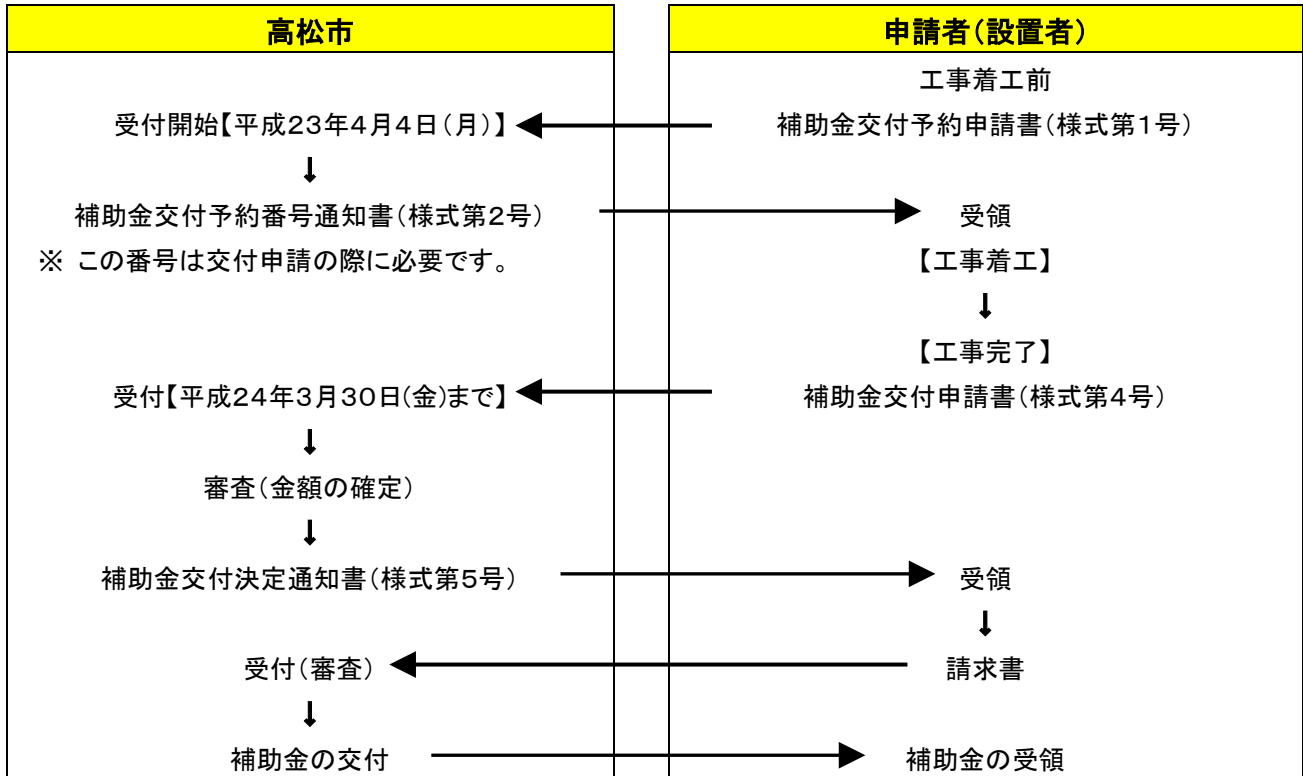
※設置完了日は電気事業者と受給契約を結んだ日を記入してください。

チェック	添付書類
<input type="checkbox"/>	電気事業者の配電線との連系を証する書類(電力受給契約書等)のコピー
<input type="checkbox"/>	太陽電池モジュールの製造番号表(様式第4号の2)
<input type="checkbox"/>	太陽電池モジュールの設置面ごとに、その設置状況および枚数が確認できる図面
<input type="checkbox"/>	発電システムの保証書のコピー
<input type="checkbox"/>	発電システムの設置状況を示すカラー写真(別途「申請書に添付するカラー写真について」をご覧ください) ① 発電システムが設置された建築物全体写真 ③ 太陽電池モジュール <u>※ モジュールの枚数が確認できるもの。</u> ④ 接続箱 ④ インバータ ⑤ 発生電力計(四国電力が取り付けの買電メーターのこと。カラーモニタではありません) ⑥ 余剰電力販売用電力計
<input type="checkbox"/>	発電システムの設置費に係る領収書のコピー
<input type="checkbox"/>	発電システムの設置費に係る内訳書(様式第4号の3)
<input type="checkbox"/>	発電システムを設置した事業所等の所在地が分かる地図(位置図と附近見取り図のような縮尺の異なる2種類のもの)
<input type="checkbox"/>	補助事業予約者が法人の場合(マンション管理組合法人を含む。), 登記事項証明書および代表者印の印鑑証明書(コピー不可) ※ 申請日以前 <u>3か月以内</u> に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	発電システムを設置した建築物の不動産登記事項証明書 ※不動産登記事項証明書は、申請日以前 <u>3か月以内</u> に発行されたもの。
<input type="checkbox"/>	市税完納証明書 <b>【納税証明書ではありませんので注意してください。】</b> ※ 申請日以前 <u>3か月以内</u> に発行されたもの。 ※ 市税完納証明書は、市役所2階納税課16番窓口と塩江、牟礼、庵治、香川、香南、国分寺の各支所で発行しています。(山田支所・出張所では発行していません。)
<input type="checkbox"/>	請求書(予約申請書と同じ印鑑を使用してください) ※ 補助金交付申請書を提出する時に請求書を一緒に提出していただきますが、補助金は市が審査の上、交付決定されるものであり、請求書を提出したから交付されるというものではありません。

5 その他

- (1) 申請書の受付期間を過ぎたものや書類不備等の場合は、補助金を交付できません。
- (2) ここで紹介した内容は概要であり、詳しくは要綱をご覧ください。
- (3) 補助金は、ご指定された口座へ振り込みます。

～補助金交付申請手続きの流れ～



「地球にやさしいオフィス・店」登録制度のご紹介

高松市では、循環型社会の形成推進のため、ごみの減量・資源化および温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む高松市内の事業所または店舗を、「地球にやさしいオフィス」または「地球にやさしい店」として登録しています。

登録していただくと、以下のメリットがあります。

- 登録事業所および店舗であることを証するステッカーを交付します。
- 高松市のホームページに事業所名・店舗名および取り組み内容を掲載します。
- 登録した事業所および店舗は、「地球にやさしいオフィス」「地球にやさしい店」の名称、ごみ減量・資源化シンボルマークおよびシンボルキャラクターを広告などに使用できます。

「地球にやさしいオフィス」登録件数 : 150件(H22.11.1 現在)

「地球にやさしい店」登録件数 : 137件(H22.11.1 現在)

●ぜひ、この制度に登録し、環境の保全にご協力をお願いします。

お問合せ・お申込先 : 高松市 環境部 環境保全推進課

〒760-0080 高松市木太町 2282 番地 1

TEL (087)839-2393 FAX (087)837-1458

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/1357.html>